

序章 計画の位置づけ

景観計画は、神戸市総合基本計画の部門別計画である神戸市都市景観形成基本計画を上位計画とした、地域・地区別の景観形成計画（ローカルプラン）の役割を担うものとして、景観法第8条の規定に基づき策定する。

